



児童手当



3歳未満の
お子さんのいる方に
支給されます

目的

児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

し く み

●対象

児童手当は、3歳未満児を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月～5月までの月分については前々年）の所得が一定額以上の場合には支給されません。

●月額

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子以降	10,000円

●支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。

なお、原則として手当は、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までを支給します。

●種類

- ☆被用者児童手当 サラリーマン（厚生年金加入者）
- ☆非被用者児童手当 農業者や自営業（国民年金加入者）
- ☆特例給付
所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンについては、その人の前年の所得が一定額未満の場合に限って特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

申請

児童手当を受ける対象となった方は、次のとおり手続きして下さい。

窓口 役場住民福祉課 福祉係
☎84-1211（内 156）

●申請に必要な書類

- 申請書：窓口にて用意してあります。
- 年金加入証明書：申請者がサラリーマンの場合
- 児童手当用所得証明書：その年の1月1日に光町に住所がなかった人
- その他：印鑑と金融機関の口座番号

届出

現況届	毎年6月に提出（全ての受給者）
消滅届	他の市町村へ転出したとき 年齢要件等により、支給対象となる児童がいなくなったとき 特例給付の受給の方が退職したとき
額の改定届	年齢要件等により、受給対象児童の数が減ったとき
額の改定請求書	出生等により支給対象児童が増えたとき



こども相談

お子さんを育てるうえで心配なことはありませんか。

幼児のしつけや言葉・登校拒否・いじめ・心身に障害のあるこどもの指導や訓練等児童に関するあらゆる相談に応じます。相談は無料で秘密も厳守されます。

とき 毎月第3火曜日（9月を除く）10時～3時

場所 八日市場市民ふれあいセンター

予約・問合せ 銚子児童相談所 ☎0479@0076